



National Center for Teachers' Development

**独立行政法人教員研修センター
平成28年度業務実績報告書**

独立行政法人教員研修センター

目 次

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置	
1. 学校教育関係職員に対する研修	1
2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助	8
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
1. 経費等の縮減・効率化	17
2. 間接業務等の共同実施	18
3. 予算執行の効率化	18
III 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	
1. 予算	19
2. 収支計画	20
3. 資金計画	21
IV 短期借入金の限度額	22
V 剰余金の使途	22
VI その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1. 施設・設備に関する計画	23
2. 人事に関する計画	24
3. 内部統制の充実・強化	27
4. 業務の電子化の推進及び情報セキュリティの確保	29
(別添資料)	
1. 平成28年度実施研修一覧（受講者数・参加率・有意義率・女性比率）	
2. 平成28年度実施研修の都道府県別受講者数	
3. 平成28年度研修事業の概要（各研修事業別個表）	
4. 平成28年度決算の概要	
5. 独立行政法人教員研修センターの中期目標（第5期）	
6. 独立行政法人教員研修センターの中期計画（第5期）	
7. 独立行政法人教員研修センターの平成28年度計画	

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 学校教育関係職員に対する研修

【年度計画】

(1) 実施する研修の基本的な内容

中期計画に基づき、チーム学校の推進、初等中等教育段階からのグローバル化、アクティブ・ラーニングの推進等の新たな課題に対応した教育が学校現場で効果的に実践されるよう、研修事業の再構築を図ることとし、別紙1のとおり各研修を実施する。

また、各研修以外に国の教育政策上、緊急に実施する必要性が生じた研修については、関係行政機関からの要請又は委託等により実施する。

なお、『第4次男女共同参画基本計画』（平成27年12月25日閣議決定）を踏まえ、主催する研修における女性教職員の割合を25%以上とすることを目標としつつ、特に女性教職員の割合が低い下記の研修については、過去の実績等を勘案した上で、女性教職員の割合についての目標値を個々に設定する。平成28年度においては、主催する研修のうち6割の研修で目標を達成する。

(目標値20%以上)

- ・教職員等中央研修のうち校長研修、副校長・教頭等研修
- ・学校組織マネジメント指導者養成研修
- ・カリキュラム・マネジメント指導者養成研修
- ・体力向上指導者養成研修
- ・キャリア教育指導者養成研修

(目標値10%以上)

- ・生徒指導指導者養成研修
- ・いじめの問題に関する指導者養成研修
- ・学校安全指導者養成研修
- ・学校教育の情報化指導者養成研修

【研修事業の実施実績】

独立行政法人教員研修センター（以下「センター」という。）では、中期計画及び年度計画に基づき、平成28年度に実施すべきとされた以下の区分による24研修について、全て実施し、年間の受講者数は、約8,200人であった。

研修事業の区分	研修数	定員	受講者数
① 各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長、副校長・教頭、中堅教員及び事務職員等に対する学校経営力の育成を目的とする研修	1研修	1,700人	1,787人
② 各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者の養成等を目的とする研修	20研修	5,810人	6,082人
③ 地方公共団体からの委託等により共益的事業として実施する研修	3研修	370人	344人
計	24研修	7,880人	8,213人

なお、主催する研修における女性教職員の割合については、対象となる24研修のうち、21研修で各々の設定する目標値を超えた。これにより、対象24研修のうち6割の研修で目標値を達成するという目標を達成した（達成率87.5%）。

【年度計画】

（２）研修の目標とする成果の指標

中期計画に定めた、研修の目標とする成果の指標について、研修ごとに以下に掲げる方法により達成状況を把握するとともに、その達成を図る。

【研修の目標とする成果の指標に対する達成状況】

研修の目標とする成果の指標に対する達成状況は、以下のとおりである。

【年度計画】

- ① 演習・協議に最適な人数（20人程度）による班構成（ユニット）を基本に設定する標準定員を、別紙1のとおり定め、標準定員に対する参加率が、90%以上となるようにする。標準定員に対する参加率が90%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。ただし、地方公共団体からの委託等により共益的事業として実施する研修（以下「委託研修」という。）を除く。また、「外国語指導助手研修」、「英語教育海外派遣研修」及び「教育課題研修指導者海外派遣プログラム」についてはユニットは設けず、標準定員は「定員」と読み替える。

【受講者の参加率】

平成28年度においては、地方公共団体からの委託等により共益的事業として実施する研修（委託研修）を除き、実施した21研修のうち19研修において、計画に定める標準定員の90%以上の参加者を得た。

区 分	平成28年度	参考：平成27年度※
実施した研修（成果指標対象の研修）	21研修	16研修
うち参加率が90%以上	19研修	15研修
参加者が90%以上の研修比率	90.5%	93.8%

※平成27年度は目標を参加率85%以上とした場合の達成状況

【年度計画】

- ② 受講者に対して、研修終了後に研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、95%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得るほか、80%以上から「大変有意義であった」の最高評価を得る。プラスの評価とした受講者の割合が95%を下回ったり、最高評価とした受講者の割合が80%を下回ったりした場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。ただし、「外国語指導助手研修」を除く。

【研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査（有意義回答率）】

平成28年度においては、以下のとおりアンケート調査を実施すべきとされた全ての研修（23研修）において、受講者の95%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得たほか、受講者の80%以上から「大変有意義であった」の最高評価を得た。

研 修 名 (23研修)	受講者数 (A)	回収数 (B)	有意義数 (C)	有意義率 (C/B)	大変 有意義数 (D)	大変 有意義率 (D/B)
1. 各地域で学校教育において中心的な役割を担う 校長、副校長・教頭、中堅教員及び事務職員等 に対する学校経営力の育成を目的とする研修 (1研修)						
教職員等中央研修	1,787	1,769	1,761	99.5%	1,591	89.9%
2. 各学校や地域における研修のマネジメントを推 進する指導者の養成等を目的とする研修 (19研修)						
① 学校のマネジメントを推進する指導者養成研修						
学校組織マネジメント指導者養成研修	299	299	297	99.3%	282	94.3%
カリキュラム・マネジメント指導者養成研修	248	248	248	100.0%	220	88.7%
② 生徒指導及び教育相談に対応する指導者養成研修						
生徒指導指導者養成研修	117	116	116	100.0%	115	99.1%
教育相談指導者養成研修	82	82	82	100.0%	80	97.6%
いじめの問題に関する指導者養成研修	408	406	406	100.0%	364	89.7%
③ グローバル化に対応する指導者養成研修						
外国人児童生徒等に対する日本語指導者養成 研修	120	120	120	100.0%	104	86.7%
小学校における外国語教育指導者養成研修	177	177	177	100.0%	167	94.4%
英語教育海外派遣研修	31	31	31	100.0%	29	93.5%
教育課題研修指導者海外派遣プログラム	250	247	246	99.6%	232	93.9%
④ 体力向上及び健康教育上の諸課題に対応する指導 者養成研修						
体力向上指導者養成研修	227	227	227	100.0%	207	91.2%
健康教育指導者養成研修	297	297	296	99.7%	249	83.8%
食育指導者養成研修	174	174	174	100.0%	159	91.4%
学校安全指導者養成研修	169	169	169	100.0%	158	93.5%
⑤ 喫緊の教育課題に対応する指導者養成研修						
言語活動指導者養成研修	164	164	164	100.0%	146	89.0%
道徳教育指導者養成研修	968	968	967	99.9%	831	85.8%
学校教育の情報化指導者養成研修	145	145	145	100.0%	132	91.0%
人権教育指導者養成研修	136	136	135	99.3%	114	83.8%
キャリア教育指導者養成研修	212	212	211	99.5%	191	90.1%
幼児教育指導者養成研修	99	99	99	100.0%	91	91.9%

3. 地方公共団体からの委託等により共益事業として実施する研修（3研修）						
産業・情報技術等指導者養成研修	230	230	229	99.6%	208	90.4%
産業教育実習助手研修	83	83	83	100.0%	71	85.5%
産業・理科教育教員派遣研修	31	31	31	100.0%	28	90.3%

【年度計画】

③ 受講者に対して、研修終了後、相当の期間内に研修成果の活用状況等についてのアンケート調査を実施し、85%以上から「センターでの研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。プラスの評価とした受講者の割合が85%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。ただし、委託研修及び「外国語指導助手研修」を除く。

なお、研修成果の活用については、受講者の所属（学校や教育委員会等）に応じた活用場面や具体の活用方法（研修企画、研修講師、他校訪問等）などを適切に把握するため、本年度中に、調査項目や方法等について検討するとともに、学校で行われている研修（校内研修）への成果活用状況については、新たな指標を策定する。

平成28年度は、平成27年度計画に基づき実施した研修に対するアンケートを実施した。その結果は以下のとおりである。

【平成27年度計画】

③ 受講者の任命権者である都道府県・指定都市教育委員会、市町村教育委員会又は所属する各学校長等に対して、研修終了後1年後を目途としてアンケート調査等を実施し、事業年度平均で80%以上から、「研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした任命権者等の割合が事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

【学校経営研修の研修成果の活用状況に関するアンケート調査】

平成27年度計画の対象となる全ての研修（2研修）において、目標である80%以上の任命権者等から「研修成果を効果的に活用できている」などプラスの評価を得た。学校経営研修の成果活用率の平均は94.9%（受講者1,555人に対する成果活用者は1,476人）であった。

なお、アンケート調査については、平成29年3月までの活用状況について調査したものである。

【平成27年度計画】

④ 受講者又はその任命権者等に対する調査等を適宜実施し、事業年度平均で80%以上の受講者が、研修終了後に、各地域における学校訪問の実施、各教育委員会等が行う研修等の企画・立案、講師として又は各種教育施策の企画・立案・推進において指導的な役割を担っているとの結果を得る。仮に、各地域で研修講師等としての役割を担った者の割合が事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

【喫緊の重要課題指導者養成研修の成果の活用状況に関するアンケート調査】

平成27年度計画において、受講者又はその任命権者等に対して、アンケート調査等を実施すべきとされた喫緊の重要課題指導者養成研修に関するものは、対象となる全ての研修（13研修）において、目標である80%以上の受講者から、各地域で研修講師等としての役割を担ったとの結果を得

た。喫緊の重要課題指導者養成研修の成果活用率の平均は88.7%（受講者4,292人に対する成果活用者は3,807人）であった。

なお、アンケート調査については、平成29年3月までの活用状況について調査したものである。

（参考）平成27年度実施研修

研 修 名	受講者数 (A)	回収数 (B)	成果活用者数 (C)	成果活用率 (C/A)
1. 学校経営研修（2研修）				
教職員等中央研修	1,526	1,489	1,448	94.9%
英語教育海外派遣研修	29	28	28	96.6%
2. 喫緊の重要課題指導者養成研修（13研修）				
学校組織マネジメント指導者養成研修	581	562	536	92.3%
言語活動指導者養成研修	177	172	157	88.7%
道徳教育指導者養成研修	854	795	716	83.8%
学校教育の情報化指導者養成研修	157	152	145	92.4%
外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修	121	115	99	81.8%
生徒指導指導者養成研修	114	112	110	96.5%
人権教育指導者養成研修	134	127	121	90.3%
キャリア教育指導者養成研修	238	228	212	89.1%
教育相談指導者養成研修	88	83	79	89.8%
いじめの問題に関する指導者養成研修	519	494	464	89.4%
子供の体力向上指導者養成研修	427	390	379	88.8%
健康教育指導者養成研修	631	599	574	91.0%
教育課題研修指導者海外派遣プログラム	251	237	215	85.7%

なお、研修成果の活用については、平成29年度計画に向けて、以下の新たな指標を策定した。

<新たに策定した指標> ※平成29年度計画に反映

学校から参加する受講者に対しては、校内研修等（勤務校において開催する研修会、随時行われる勉強会及び教職員会議等における発表等）への活用状況について、学校経営研修については85%以上から、指導者養成研修については60%以上から「機構での研修成果を校内研修等に効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。

【年度計画】

（３）研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入

研修の効果的・効率的な実施を図るため、以下に掲げる方法を導入する。

① 主催する研修について、国の教育政策の方向性や地方公共団体等の研修ニーズ等を適切に把握し、効果的・効率的な研修の実施が可能となるよう、研修内容・方法等の見直しを行う。

また、政府関係機関の地方移転に関する基本方針（平成28年3月22日 まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づき提案地方自治体と連携して開催する。

② 主催する研修について、大学、関係機関及び企業等との連携協力を一層進めるほか、オンライン研修を活用することにより、研修内容の高度化を図る。

③ 教員研修に関する調査研究を行い、研修事業の高度化及び充実強化を図る。

④ 主催する研修について、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な演習や協議をより多く取り入れ、研修効果を高める。また、演習や協議の実施にあたっては、全ての受講者が積極的に発言し、思考を深めることができるよう、別紙1に掲げるユニットを基本に行う。なお、以下に掲げる研修を除く。

- ・ 外国語指導助手研修
- ・ 英語教育海外派遣研修
- ・ 教育課題研修指導者海外派遣プログラム
- ・ 産業・情報技術等指導者養成研修
- ・ 産業教育実習助手研修
- ・ 産業・理科教育教員派遣研修

【研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入】

年度計画に定めた以下①から④の項目の方法を導入し、効果的・効率的に研修を実施した。

① 国の教育施策の方向性や地方公共団体等の研修ニーズ等の把握並びに地方自治体との連携

文部科学省や国立教育政策研究所、教育委員会、教員養成系大学等から構成するカリキュラム検討委員会等を実施し、国の教育施策や地方公共団体のニーズを把握し、研修カリキュラムに反映させた。

また、政府関係機関の地方移転に関する基本方針（平成28年3月22日 まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づき誘致提案を行った地方自治体3県と連携し3研修の地方開催を実施した。

② 大学、関係機関及び企業等との連携協力、並びにオンライン研修の活用

文部科学省や国立教育政策研究所、教育委員会、教員養成系大学等から構成するカリキュラム検討委員会等を実施し、これらの機関の専門家の知見を活用することにより、研修内容の充実を図った。

また、「教育課題研修指導者海外派遣プログラム」の全派遣団（15団）においては、各教育課題の専門家をシニアアドバイザーとして委嘱し、派遣先での指導助言及び事前研修会等における指導助言を得ることにより研修効果を高めた。

さらに、各学校で実施する校内研修を60分と想定し、その中で活用できる20分の講義動画、具体的には、各テーマについての専門家が、基礎理論や理論的整理と考え方の提示を行う講義動画「校内研修シリーズ」を制作し、その活用について都道府県・指定都市・中核市教育委員会に周知を行った。

③ 教員研修に関する調査研究の実施

任命権者等の研修企画担当者、各学校の校内研修企画担当者、各学校種ごとの教員を対象にヒアリングやグループインタビューを行い、受講者のニーズや有効な研修方法等について調査した。

④ 主体的・協働的な演習・協議の実施拡大とユニット制の導入

年度計画に示された全ての研修について、20人程度で構成するユニットを設定するとともに、研修のカリキュラム編成にあたっては、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な演習や協議をより多く設定した。

【年度計画】

(4) 研修に関する廃止、縮減、内容・方法の見直し

研修について、独立行政法人として実施する必要性、研修の効果、都道府県ごとの受講者数、事業年度の評価結果、都道府県ごとの受講者数に著しい差が生じた場合にはその要因等について検証し、必要な場合には、中期計画の廃止等基準により、廃止・隔年実施、縮減、内容・方法の見直し等、所要の措置を講じる。

【研修の廃止、縮減、内容・方法等の見直し】

センターでは、教員研修のナショナルセンターとして、校長、副校長・教頭、中堅教員、事務職員といった学校管理職及び指導的役割を担う教職員に対する研修の実施等、各都道府県教育委員会や民間機関等では担い得ない、国として真に実施すべき研修等を実施している。一方、事務及び事業の遂行にあたっては、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る視点を基本としている。

毎事業年度に実施する各研修の内容等については、国の教育政策の方向性や、受講者又はその任命権者等に対する研修成果に関する調査結果、都道府県ごとの受講者数、事業年度の評価結果、教育委員会・大学等の専門家の知見等を踏まえ、不断の見直しを行っている。

① 学校経営研修

○研修内容・研修方法等の見直し

- ・地域で中核として活躍する管理職の育成を目的として、学校組織マネジメントを中心とした講座内容に再構築した。
- ・中堅リーダーの育成を重視して「中堅教員研修」の実施回数を増やした。また、過年度参加実績を踏まえ、「副校長・教頭等研修」の福岡開催を廃止した。
- ・チーム学校の推進に対応するため「事務職員研修」を新設し、「校長研修」と同時期開催として、一部講座を合同実施とした。

② 指導者養成研修

○研修内容・研修方法等の見直し

- ・これまで「喫緊の課題に関する研修等の指導者養成研修」としてきた研修は、各学校の校内研修の活性化を促進するため、研修のマネジメントを推進するための内容を充実させ、「研修指導者の養成を目的とする研修」と改め、全20研修とした。
- ・子ども・子育て支援新制度の施行を踏まえ、新たに「幼児教育指導者養成研修」を新設した。
- ・政府関係機関の地方移転に関する基本方針（平成28年3月22日 まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づき誘致提案を行った地方自治体3県と連携し、以下の3研修の地方開催を実施した。

「キャリア教育指導者養成研修」 富山県開催 ※全2回開催のうち第2回目を実施
「言語活動指導者養成研修」 秋田県開催

「小学校における外国語教育指導者養成研修」 福井県開催

○平成29年度以降の研修内容等の見直し

- ・国の教育施策の方向性や地方公共団体等の研修ニーズを踏まえ、「教育課題研修指導者海外派遣プログラム」については、一定の役割を終えたと判断し廃止する。
- ・政府関係機関の地方移転に関する基本方針（平成28年3月22日 まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づく地方開催について、平成29年度より三重県にて「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」を開催する。
- ・「キャリア教育指導者養成研修」全2回をすべて富山県にて開催する。

2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助

【年度計画】

(1) 都道府県教育委員会等への指導、助言及び援助

都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において、より充実した学校教育関係職員に対する研修が実施できるよう、以下のような指導、助言及び援助を行う。

【指導、助言及び援助の実施】

各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対して、以下のとおり必要な指導、助言及び援助を行った。

【年度計画】

① 教員等への指導、助言

ア オンラインによる研修機会の提供

センターが実施する研修内容に係る教材をインターネットにより提供し、教員等の自主的な研修を促す環境作りに寄与する。

イ 情報交換機会の提供

教員等が、学校運営や指導方法等に関する情報交換を行う機会を、インターネット上に提供する。

ウ 教員等の資質向上に資する情報の提供

教員等の資質向上等に関する情報を、インターネットにより提供する。

① 教員等への指導、助言

ア オンラインによる研修機会の提供

- ・センターが実施する研修内容に係る、「事前研修用講義ビデオ」11タイトルを提供した。
また、既存の講義動画に加え、新たに、各学校で実施する校内研修の冒頭で、20分程度で活用できる講義動画「校内研修シリーズ」14タイトルを作成し、全29タイトルを提供した。
- ・教育委員会や学校等における教職員研修の企画・運営に活用できる、「教員研修の手引き 2016－効果的な運営のための知識・技術－」のほか、各種研修テキストをホームページで提供した。

イ 情報交換機会の提供

教職員支援ポータルサイトを開設し、教職員間の情報交換の場を提供した。

ウ 教員等の資質向上に資する情報の提供

- ・ 各教育委員会等が作成した教材についての情報を更新し、ホームページ上に公開した。(平成28年度末現在：738件)
- ・ センターが開発したDVD研修教材ダイジェスト版をホームページで提供するとともに、開発したDVDを教育委員会や学校等へ提供した。

【年度計画】

② 教育委員会等への指導、助言

ア 教育委員会と大学等との連携促進

教育委員会と大学等が連携して行う研修プログラムを開発し、ホームページ等を通じて提供するほか、教育委員会と大学が研究協議等の意見交換を行う場を提供するなど、センター、教育委員会、大学等の相互の連携を深め、教員研修の工夫改善に寄与する。

イ 研修講師情報や研修手法の提供

センターが行う研修の講師情報のオンラインによる提供、教育委員会等が行う研修へのセンター職員の講師派遣等により、研修手法等の普及に資する。

ウ 研修情報の収集・提供

教育委員会等が実施している研修等の情報を取りまとめ、オンラインによる提供等により、教員研修の更なる充実を支援する。

エ 研修施設・設備の提供

利用要望に応じて研修施設・設備の提供を行うことにより、学校教育関係者等を対象とした研修等での利用を促進する。

② 教育委員会等への指導、助言

ア 教育委員会と大学等との連携促進

- ・ 教育委員会や教育センターが研修を企画・運営する際に参考となる研修カリキュラムを、教職大学院や、大学と教育委員会の連携により開発し、開発したカリキュラムを各教育委員会へ提供する事業として「教員の資質向上のための研修プログラム開発事業」を実施した(平成27年度までは「教員研修モデルカリキュラム開発プログラム」)。また、平成28年度からは民間教育団体が開発した先進的かつ斬新な研修プログラムを活用・普及する取組に対しても支援した。

なお、平成27年度に開発されたモデルカリキュラムについて、その概要や報告書をホームページに掲載し公開した。

平成28年度

事業区分	対象	申請数	採択数
A 教職大学院等研修プログラムモデル開発事業	国公立の教職大学院等の大学院	17	14
B 次世代型研修プログラムモデル開発事業	国公立大学若しくは教育委員会	11	9
C 民間教育団体による研修プログラム開発支援事業	企業や全国的に活動するNPO等の民間教育団体	8	8
合	計	36	31

平成27年度（参考）

区	分	申請数	採択数
研修カリキュラム開発事業		17	14
i) 教育課題研修カリキュラム開発事業		(7)	(5)
ii) ミドルリーダー研修カリキュラム開発事業		(10)	(9)
研修カリキュラム改善事業		4	3
iii) 教育委員会主催研修カリキュラム改善事業		(1)	(1)
iv) NCTDモデルカリキュラム研修改善事業		(3)	(2)
合 計		21	17

平成28年度 教員の資質向上のための研修プログラム開発事業

A 教職大学院等研修プログラムモデル開発事業

	委嘱先名	連携機関	プログラム名
1	宮城教育大学	宮城県教育委員会	独立行政法人教員研修センターとの協働による教職大学院のハブ機能強化モデルプログラム
2	岐阜大学	岐阜市教育委員会	教職大学院と教育委員会の協働による学校管理職養成のシステムとコンテンツの開発
3	千葉大学	千葉県教育委員会	ミドルリーダー育成のための総合的プログラムの開発：研究及び研修リーダーとしてのミドル層の育成
4	岡山大学	岡山県教育委員会 岡山市教育委員会	アクションリサーチを通じた「チーム学校」づくりの中核的役割を担うミドルリーダー養成・研修カリキュラムの開発
5	兵庫教育大学	明石市教育委員会	子供の成長と学力向上のための市町村教育委員会指導主事の力量形成プログラム
6	鳴門教育大学	徳島県教育委員会 高知県教育委員会	複数県教育委員会連携による「習得・実践連動型」学校組織マネジメント研修の開発
7	山口大学	山口県教育委員会	教職大学院と教育委員会の協働による「ミドルリーダー養成研修プログラム」の開発と教職大学院カリキュラム（地域科目）の創造
8	宇都宮大学	栃木県教育委員会 栃木県総合教育センター	栃木県のミドルリーダー育成を目指した電子ポートフォリオによる継続的な省察と相互的指導助言システムの開発と運用－宇都宮大学教職大学院のカリキュラム開発と評価法を生かして－
9	宮崎大学	宮崎県教育委員会	教職大学院のカリキュラムデザインを活かした学校力アップ研修のプログラム開発
10	創価大学	八王子市教育委員会	「アクティブラーニング型授業デザインスキル養成プログラム」の開発
11	香川大学	香川県教育委員会	道徳教育の学びの場をつなぐ総合補完研修プログラムの開発～「かがわ道徳ラボ」を核として～
12	上越教育大学	長野県教育委員会	理論と実践の往還を実感するアクティブ・ラーニング型研修体制の構築

13	帝京大学	相模原市教育委員会	「実践と省察」をベースに校内研究を活性化させるミドルリーダー研修プログラム開発
14	福井大学	福井県教育委員会	教員研修と教職大学院での現職教育等を総合化して生涯にわたる教員の職能成長を支える研修システムの構築－研修の単位化やポイント制の実現に向けて－

B 次世代型研修プログラムモデル開発事業

	委嘱先名	連携機関	プログラム名
15	名古屋大学	愛知県教育委員会 総合教育センター	学校を活性化する「協働共育型ミドルリーダー」育成のためのOJTモデルカリキュラム開発
16	信州大学	飯田市教育委員会 喬木村教育委員会	ICTを活用したディープ・アクティブ・ラーニング教員研修プログラムの開発
17	大阪大谷大学	大阪府教育委員会	小学校・高等学校・支援学校特別支援教育コーディネーターアドバンス研修－インクルーシブ教育システム構築を推進する特別支援教育コーディネーターの専門性向上をめざした実践的研修プログラム－
18	奈良県立教育研究所	奈良教育大学	奈良教育大学との連携による小学校若手教員育成研修システム開発事業Ⅱ－2年目教員と3年目教員との主体的・協働的な学びあいによる「学び続ける教員」の基盤づくり－
19	やまぐち総合教育支援センター	山口大学	教員等のICT活用指導力向上のためのモジュール型研修プログラムの開発
20	東京学芸大学	東京都教育委員会	東京都フロントランナーのための算数数学授業研究セミナー
21	九州大学	熊本市教育センター	ミドルリーダー研修コンテンツ開発トライアル
22	三重大学	三重県教育委員会	三重県における教員の資質向上研修プログラムの開発「地域の教育課題発見・解決」研修プログラムの開発
23	兵庫教育大学	兵庫県教育委員会	グローバル人材育成・学校現場のグローバル化推進のためのスクールリーダー養成循環型研修プログラムの開発

C 民間教育団体による研修プログラム開発支援事業

	委嘱先名	連携機関	プログラム名
24	株式会社早稲田アカデミー		eラーニング教材を活用した初任者の授業力向上に資する汎用的研修プログラム
25	株式会社ベネッセコーポレーション		eラーニング教材を活用した教員研修プログラム
26	株式会社時事通信出版局		「チーム学校」時代における、アクティブラーニングを用いた「リスクマネジメント研修」講師養成プログラムの開発
27	一般社団法人CEEジャパン		教員向け経済教育「人生は選択の連続だ」

28	株式会社ヒューマンデザイン		アクティブ・ラーニング研修（教員のためのミュージカルシターラーニング）
29	認定NPO法人Teach For Japan		ルーブリックを用いた教員支援システムの開発・運用プログラム
30	株式会社MetaMoj i	鳴門教育大学教職大学院	思考過程可視化ツールによるアクティブ・ラーニング授業設計のための研修プログラム
31	特定非営利活動法人TOSS		初任者等の授業力・学級経営力を高める「研修用テキストシリーズ」の開発

- ・ 教育委員会、大学等の相互の連携を深めることを目的として、「全国教育（研修）センター等協議会」を実施し、教育委員会と大学等が連携して実施する「教員研修モデルカリキュラム開発プログラム」事業の成果や、都道府県教育センター等の特色ある取組の発表を行うとともに、研究協議等により、教育委員会と大学等が意見交換を行う場を提供した。

平成28年度からは、同開発プログラムに、「民間教育団体による研修プログラム開発支援事業」を取り入れたことから、新たに民間教育団体の参加を受け入れた。（10名参加）

イ 研修講師情報や研修手法の提供

- ・ センターが実施している研修についての講師情報（講師名、職名、専門分野、研修名）を更新し、「講師情報2016年～主催研修の講師一覧～」として、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等へ情報提供した。
- ・ 教育委員会等の要請により、職員を研修会講師として41か所に派遣し、研修手法等の普及を行った。
- ・ 教育委員会等が実施する研修への支援等を行うため、研修に関する相談窓口を引き続き開設した。（相談件数127件）
- ・ 各教育委員会等が作成した教材情報を更新し、「各教育委員会等作成教材一覧」として、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等へ情報提供した。

ウ 研修情報の収集・提供

- ・ 都道府県等教育（研修）センターが実施している研修情報の提供を引き続き行い、ホームページで情報提供を行った。

・ 海外の教育関係者の視察受入及び情報交換

我が国における教員研修のナショナルセンターとして、海外の教育関係者の視察等を積極的に受入れ、我が国の教員研修制度やセンターの研修事業等に関する説明、施設の視察等を行うとともに、教員の資質向上方策など教育課題について幅広く意見交換等を行った。

* タイ王国コーンケン大学 国王プロジェクトアドバイザー等2名

* ガーナ国教育省事務次官等7名

* ドイツドレスデン工科大学 教授1名

* アイルランド ドラムコンドラ・エデュケーション・センター所長等2名

* インドネシアセベラス・マレット大学教授及びマレーシアマレーシア大学教授2名

この中で、タイ王国コーンケン大学とは、センターの視察受入・情報交換が契機となり、教員の質の向上等に関する連携協定を締結し（平成28年8月）、今後コーンケン大学に開設される研修センター（Institute for Research and Development in Teaching Profession for

ASEAN: IRDTP) とセンターとが連携して共同研究の実施や研修プログラムを開発する等、両国の教職員の質向上に資する取り組みを推進していくことが合意された。

エ 研修施設・設備の提供

施設提供事業として、学校教育関係者等を対象とした研修等での利用を促進した。

区 分	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度
件 数	3 1 件	3 8 件
使用料収入	19,061 千円	25,711 千円

【年度計画】

③ 教員等の資質向上のための援助

ア 教育長を対象とした会議の開催

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）（以下、「平成 25 年閣議決定」という。）で示された「センター業務の更なる効率化、機能強化、教育委員会や大学等との連携の更なる推進、研修対象の拡大」を踏まえ、教育長を対象とする会議を開催し、教育長等の研修機会の充実に寄与する。

イ 研修企画・立案担当者を対象とした会議の開催

教育委員会の教育センター等の研修担当主事等を対象とする会議を開催し、研修企画・立案能力の向上に寄与する。

ウ アクティブ・ラーニングに関する研修プログラムモデルの構築及び会議の開催

アクティブ・ラーニングに係る指導方法等を充実させるため、研究協議等を行う会議を開催するほか、平成 29 年度までの研修プログラムモデルの構築に向けて、平成 28 年度中に、研修プログラムモデル案の作成・検証を行う。

③ 教員等の資質向上のための援助

ア 教育長を対象とした会議の開催

教育行政専門職としての知見を深めることを目的として、「教育が変わる、学校を変える」の統一テーマの下「教育長セミナー」を開催し、教育政策上の喫緊の課題である新学習指導要領の理念及び内容等についての協議を行った。

平成 29 年 2 月 25 日、26 日の 2 日間の日程で、研究協議については、参加者にあらかじめ生徒指導や幼児教育などの希望テーマの調査を行い、テーマごとの 5 分科会により協議を行った。また、「教育改革の動向について」と題し、松野文部科学大臣による講話を行った。（市町村教育委員会教育長 82 名が参加）

イ 研修企画・立案担当者を対象とした会議の開催

各都道府県等教育委員会で研修の企画・立案を担当する教育センター等職員を対象として、「全国教育（研修）センター等協議会」を開催し、文部科学省による最新の教育施策に関する講義や、研修の企画・運営・評価に関する講義・演習等を行った。

ウ アクティブ・ラーニングに関する研修プログラムモデルの構築及び会議の開催

今後求められる新たな学びの指導方法等について、関係機関等の協力を得ながら、各都道府県における中核的指導者となる教員の育成とともに、教員の指導力向上のための研修プログラムモデルの構築を目的とした「新たな学びに関する教員の資質能力向上のためのプロジェクト（平成 27～29 年度）」を実施した。

研修プログラムモデルの構築に向けた実践事例及び研修プラン等の作成・検証を行い、アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善に取り組んでいる実践事例（100事例）、校内研修について全国の先進的な事例（18事例）、授業改善につなげるための研修プラン（6プラン）をホームページにて公開した。また、プロジェクトの成果公表を目的としたセミナーを全国12会場で実施し、年間の参加者数は1,786名であった。

【年度計画】

（2）教職大学院等との連携

教職大学院などの大学等とのネットワークを構築し、センターの全国的な教員研修・支援のハブ機能を整備・充実するとともに、教職大学院等の大学等の院生や教員の研究・交流を支援するため、以下の事業を行う。

① 教職大学院の院生等に対する支援

教職大学院やその院生等に対する支援のため、センターが行う研修を受講する機会を提供する。そのため、教職大学院等との連携協力協定の締結を拡大・充実することにより、教員養成・研修の高度化に寄与する。

② 教職大学院の教員等に対する支援

教職大学院の教員等の研究・交流支援のための会議を開催し、教職大学院等と教育委員会が連携・開発した研修プログラムの普及を図るほか、教員養成及び現職研修のカリキュラム向上を促進する。

③ 教職大学院等と教育委員会との連携の促進

教職大学院等と教育委員会が連携して行う研修のプログラムを開発し、ホームページ等を通じて提供することにより、教員研修の一層の高度化に資する。

① 教職大学院の院生等に対する支援

教職大学院等の大学との連携を推進するため、平成28年度は18大学と連携協力協定を締結した。（平成27年度：1大学、平成28年度：18大学）

これにより、センターが実施する多様な講義や演習を含む研修カリキュラムを、協定を結んだ教職大学院の学生（現職教員に限る）が受講できるようになり、協定を締結した教職大学院等の学生等52人が「学校組織マネジメント指導者養成研修」に参加した。そのうち、21人の教職大学院等の学生に対し、センターの修了証をもって単位認定が行われた。（宮城教育大学10人、秋田大学4人、信州大学7人）

② 教職大学院の教員等に対する支援

教職大学院の教員等の研究・交流支援のために「全国教育（研修）センター等協議会」への参加を促し、大学等に委嘱をしている「教員研修モデルカリキュラム」の実践事例発表や、各都道府県教育センター担当者等との協議・情報交換等を行うことにより、教員養成及び現職研修のカリキュラム向上を図った。

③ 教職大学院等と教育委員会との連携の促進

教職大学院等の大学と教育委員会が組織的に連携・協働して行う、先進的かつ斬新な研修プログラム開発を支援し、その成果をホームページ等を通じて提供した。

【年度計画】

(3) 機能強化・組織見直し

センターが、養成・採用・研修の各段階を通じた地方公共団体、大学等における取組を体系的、総合的に支援するための全国的な拠点としての役割を果たすことができるよう、センター組織の見直しを検討する。

【機構化に向けた組織の見直しの実施】

平成29年4月からの機構化に向けて、研修事業の高度化及び業務運営の継続性に留意しつつ、新たに追加される業務が円滑に実施できるよう、組織を全面的に見直すとともに、職員の適正な配置を実施した。

ア 次世代型教育推進センターの再編及び調査企画課の設置

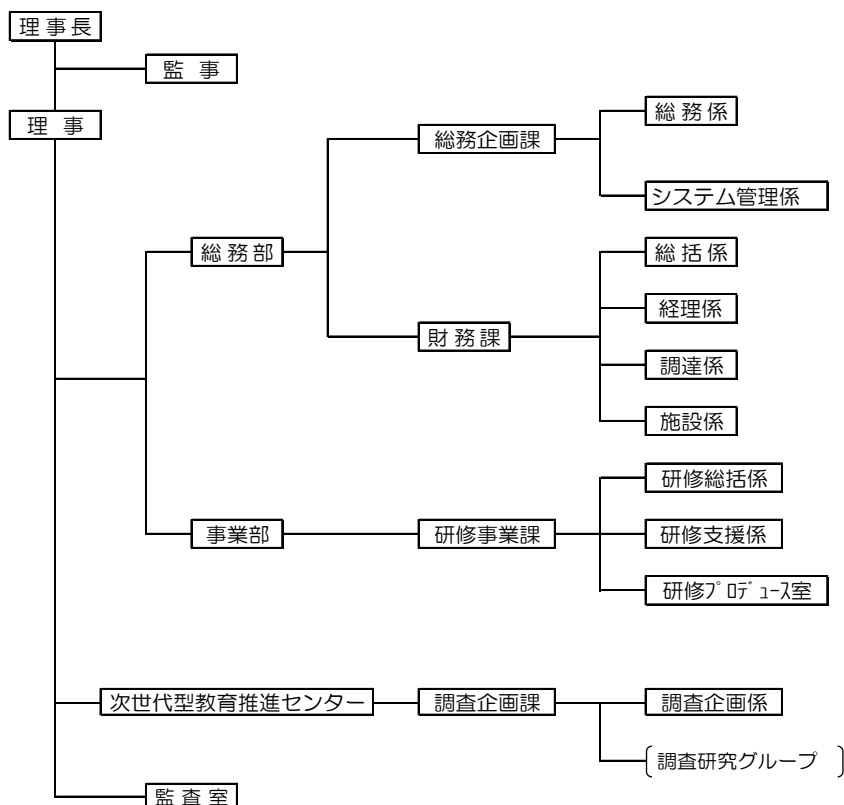
従来、「新たな学びに関する教員の資質能力向上のためのプロジェクト」を実施していた次世代型教育推進センターを、新たに教員の資質向上に関する調査研究を実施するための組織として再編するとともに、調査企画課を設置し、関係機関から研究者を招致する等、調査研究を実施する体制を整備した。

イ 研修プロデュース室の設置

研修事業の高度化を図るため、従来の事業部基幹研修課を事業部研修事業課として教職員等中央研修及び指導者養成研修を実施する組織として再編した上で、新たに研修プロデュース室を設置し、各都道府県から派遣された指導主事等を、研修の企画を専門的に行う研修プロデューサーに任命するとともに、研修に関する高度な知識を持つ人材等を育成するため、新たに研修特別研究員制度を設け、大学の博士課程修了者等を研究員として同室に配置する等、多種多様な人材が研修の企画・運営等に参画できるよう見直した。

上記以外の機構組織については、以下のように決定した。

独立行政法人 教職員支援機構組織図(平成29年4月1日現在)



ウ ロゴタイプ・ホームページの刷新

平成29年4月から教職員支援機構に組織改編及び名称変更を行うことを機会として、国民、関係者への新名称の定着を図るとともに、各種事業の普及に資することを目的として「教職員支援機構ロゴタイプ」を制定した。このロゴタイプを新機構の印刷物やホームページなどの各種広報媒体等に使用して、広報資料等に統一感をもたせるとともに、全面的なデザインの変更や機能追加を行うなど刷新を行った。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

【年度計画】

1. 経費等の縮減・効率化

センターの業務運営に際しては、特に、一般管理費について、経費節減の余地がないか厳格に精査した上で、適切な見直しを行い、計画的な削減に努めることとし、前年度に比較して3%以上、また、業務経費（新規に追加される業務による支出を除く。）についても前年度に比較して1%以上の効率化を図る。

また、契約業務においては、調達等合理化計画を着実に実施し、競争契約における一者応札件数の割合を10%未満とするなど適正な調達を行い、契約監視委員会において点検を実施する。

さらに、物品等の購入に当たっては、環境負荷の低減に資するべく引き続き環境物品等の調達を推進する。

【経費等の縮減・効率化の実績】

ア 経費等の縮減・効率化

複数年契約や外部委託を引き続き実施するとともに、省エネルギー対策の推進をしたことにより、一般管理費（△13.22%）及び業務経費（△3%）と削減目標を達成した。

イ 契約の適正化

（ア）調達等合理化計画の状況

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき策定した調達等合理化計画に沿って、一者応札・応募に関する調達の改善に努めた。

一般競争契約等の実施に当たっては、競争参加資格要件の緩和や公告期間の延長（従前の原則10日以上から20日以上を確保）等を実施し、数多くの業者が入札等に参加できるように競争性の確保に努めた。

その結果、一般競争契約等における一者応札・応募の割合は次のとおりとなった。なお、競争性のある契約のうち一者応札の件数割合を10%未満としていたが、平成28年度の契約実績は、9件、12.9%となった。

区 分	競争契約件数(a)	一者応札・応募件数(b)	一者応札・応募率(b/a)
平成27年度	75件	9件	12.0%
平成28年度	70件	9件	12.9%

（イ）契約監視委員会における点検・見直しの実施

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき設置した契約監視委員会（委員は監事1名、外部有識者2名（弁護士1名、公認会計士1名））を開催し、一者応札に関する調達や経費節減・効率化に関する調達の適正性等について点検を行う調達等合理化計画案について点検を実施した。

その結果、見直しを必要とする特段の指摘は受けなかった。

（ウ）調達関係情報の開示

ホームページの調達情報ページに一般競争入札や企画競争・公募の公告を掲載し、より多くの参加者を募ることで競争性を確保するとともに、「公共調達の適正化について」（平成18年

8月25日財計第2017号)に基づき、随意契約や競争入札に係る情報(契約結果の情報)を開示し、引き続き契約業務の透明性の確保に努めた。

(エ) その他

物品等の調達に当たっては、引き続きグリーン購入法に適合する環境に配慮した製品等の調達に努めた。

【年度計画】

2. 間接業務等の共同実施

国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館及び国立青少年教育振興機構と共同した間接業務等の実施に当たっては、費用対効果等を検証しつつ行う。

平成25年閣議決定を踏まえ、4法人による間接業務等の共同実施についての検討を進め、平成28年度までに10業務を共同実施するとともに、新たな業務の共同実施について検討を行った。

また、筑波大学外6機関で行っている物品の共同調達を、2品目について実施した。

これにより、物品の共同調達については、経費節減及び契約担当法人以外の法人での契約行為がなくなることで業務の効率化を図ることができた。また、職員研修の共同実施については、4法人が合同で実施することにより、各法人が個別に研修を実施する場合に比べ経費節減を図ることができた。

【年度計画】

3. 予算執行の効率化

業務経費を「研修事業」及び「研修に関する指導、助言及び援助等事業」の2つのセグメント・収益化単位(その他法人共通経費を含めて3つのセグメント・収益化単位)に区分し、適時・適切に予算及び実績の管理を行い、効率的な予算執行を行う。

予算の執行にあたっては、業務経費を「研修事業」及び「研修に関する指導、助言及び援助等事業」の2つのセグメント・収益化単位(その他法人共通経費を含めて3つのセグメント・収益化単位)に区分し、セグメントごとの予算及び実績の管理を行うことで、効率的な予算執行を行った。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

【年度計画】

1. 予算
2. 収支計画
3. 資金計画

【実績】

平成28年度において、年度計画を踏まえた執行を行った。

なお、決算に係る各事業年度の財務諸表類をホームページで公開するとともに、直近の決算について図や表をまじえて解説した「決算の概要」も公開し、開示内容の充実に努めた。

1. 予算

（単位：百万円）

区分	事業費					
	研修事業			指導、助言及び援助等		
	予算額	決算額	差引増△減額	予算額	決算額	差引増△減額
収入	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
運営費交付金	192	192	0	605	605	0
施設整備費補助金	106	105	△1	-	-	-
自己収入	147	148	1	-	-	-
計	445	445	0	605	605	0
支出	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
一般管理費	-	-	-	-	-	-
業務経費	260	319	△59	464	388	76
人件費	79	102	△23	141	124	17
施設整備費	106	105	1	-	-	-
計	445	526	△81	605	512	93
区分	法人共通			合計		
	予算額	決算額	差引増△減額	予算額	決算額	差引増△減額
収入	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
運営費交付金	371	371	0	1,169	1,169	-
施設整備費補助金	-	-	-	106	105	△1
自己収入	-	-	-	147	148	1
計	371	372	0	1,422	1,422	0
支出	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
一般管理費	195	172	24	195	172	24
業務経費	-	-	-	724	708	16
人件費	176	171	5	396	397	△0
施設整備費	-	-	-	106	105	1
計	371	343	29	1,422	1,381	41

（注）金額は、単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

※差引増減額の主たる事由

○収入

- ・自己収入の増額は、宿泊料収入等の増による。

○支出

- ・一般管理費の減額は、光熱水料の減額等による。
- ・業務経費の減額は、指導助言活動経費を研修事業充実のために充当した。

2. 収支計画

(単位：百万円)

区分	事業費					
	研修事業			指導、助言及び援助等		
	計画額	決算額	差引増△減額	計画額	決算額	差引増△減額
	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
費用の部	339	440	△101	605	535	70
一般管理費	0	0	0	0	0	0
業務経費	260	329	△69	464	400	64
人件費	79	100	△21	141	121	20
雑損	0	11	△11	0	14	△14
臨時損失	0	0	△0	0	0	△0
収益の部	339	368	29	605	583	△22
運営費交付金収益	192	185	△7	605	583	△22
施設費収益	0	35	35	0	0	0
自己収入	147	148	1	0	0	0
資産見返負債戻入	0	0	0	0	0	0
臨時利益	0	0	0	0	0	0
当期総利益	0	△72		0	47	
区分	法人共通			合計		
	計画額	決算額	差引増△減額	計画額	決算額	差引増△減額
	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
費用の部	404	364	40	1,349	1,339	9
一般管理費	228	195	33	228	195	33
業務経費	0	0	0	724	729	△5
人件費	176	169	7	396	391	6
雑損	0	0	0	0	25	△25
臨時損失	0	0	0	0	0	△0
収益の部	404	430	25	1,349	1,380	32
運営費交付金収益	371	358	△14	1,169	1,125	△43
施設費収益	0	0	0	0	35	35
自己収入	0	0	0	147	148	1
資産見返負債戻入	33	72	39	33	72	39
臨時利益	0	0	0	0	0	0
当期総利益	0	66	0	0	41	

(注) 金額は、単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

※差引増減額の主たる事由

○費用の部

- ・一般管理費の減額は、光熱水料の減額等による。

○収益の部

- ・運営費交付金収益の減額は、指導助言活動経費を研修事業充実のために充当した。
- ・自己収入の増額は、宿泊料収入等の増加による。
- ・資産見返負債戻入の増額は、固定資産に係る減価償却費の増加による。

3. 資金計画

(単位：百万円)

区分	事業費					
	研修事業			指導、助言及び援助等		
	計画額	決算額	差引増△減額	計画額	決算額	差引増△減額
	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
資金支出	445	713	△341	605	554	52
業務活動による支出	339	452	△80	605	549	56
投資活動による支出	106	258	△258	0	0	0
財務活動による支出	0	4	△4	0	5	△5
資金収入	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
業務活動による収入	339	340	1	605	605	0
運営費交付金による収入	192	192	△0	605	605	0
自己収入	147	148	1	0	0	0
投資活動による収入	106	106	0	0	0	0
施設整備費補助金による収入臨時利益	106	106	0	0	0	0
区分	法人共通			合計		
	計画額	決算額	差引増△減額	計画額	決算額	差引増△減額
	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
資金支出	371	345	26	1,422	1,612	△190
業務活動による支出	371	341	31	1,316	1,341	△26
投資活動による支出	0	0	0	106	258	△152
財務活動による支出	0	4	△4	0	13	△13
資金収入	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
業務活動による収入	371	371	△0	1,422	1,423	1
運営費交付金による収入	371	371	△0	1,169	1,169	0
自己収入	0	0	0	147	148	1
投資活動による収入	0	0	0	106	106	0
施設整備費補助金による収入臨時利益	0	0	0	106	106	0

(注) 金額は、単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

IV 短期借入金の限度額

【年度計画】

短期借入金の限度額は4億円とする。

短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。
なお、想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要となる経費として借入することも想定される。

【実績】

該当無し

V 剰余金の使途

【年度計画】

センターの決算において剰余金が発生したときは、研修事業の充実、研修に関する指導、助言及び援助等の充実、機能強化・組織見直し、施設・設備整備等の充実に充てる。

【実績】

該当無し

VI その他主務省令で定める業務運営に関する事項

【年度計画】

1. 施設・設備に関する計画

- ・第二宿泊棟について、経年劣化による屋上防水等の改修及びアメニティ向上のための改修を行う。
- ・受講者の安全を確保するとともに、受講者が快適に研修を受講できるよう、施設・設備等の整備を行う。
- ・研修施設について、ホームページを通じて貸出可能施設及び日時を随時提示することにより、学校教育関係職員を対象とした研修利用を引き続き促進する。また、貸出対象を民間団体等に拡大するとともに、貸付時間も夜間まで延長し、施設の有効利用を図る。これにより、研修施設の稼働率を90%以上に、宿泊施設の稼働率を60%以上にする。
- ・運動施設について、受講者、職員の健康維持、福利厚生に供すること及び地域のスポーツ施設又は防災拠点等として有効活用するための具体的方策を策定する。グラウンドを試行的に新たに貸出対象施設にするとともに、体育館を含め、ホームページ等を通じた貸出可能日時等の提示に取り組み、施設の有効利用を図る。また、稼働日数の把握を行い、稼働率の目標を設定する。
- ・研修・宿泊施設の維持管理業務の平成29年度からの委託に当たり、広く民間業者からの意見を実施要項に反映させた競争入札を実施する。

【施設・設備に関する実績】

ア 施設・設備の整備

年度計画に沿って第二宿泊棟の経年劣化への対応として、屋上防水等の改修、居室内個別トイレの設置を実施し完了した。

改修経費：105,016千円（財源：施設整備費補助金）

イ 施設の安全対策・快適な研修環境の整備

年度当初には計画していなかったが、新たな取組として、効率化等による自己財源を活用し、以下の取組を実施した。

- ・近隣学生の通学経路でもある正面玄関西側へ、夜間の防犯及び通行安全を図るため、外灯を設置した。
- ・第一宿泊棟の女子シャワー室及びミーティングルームの整備を行った。

ウ 施設・設備の有効活用の推進〔再掲〕

施設提供事業として、学校教育関係者等を対象とした研修等での利用を促進している。

区分	平成27年度	平成28年度
件数	31件	38件
使用料収入	19,061千円	25,711千円

研修施設・宿泊施設の稼働状況

区分	平成28年度	平成28年度
研修施設	—	91.5%
宿泊施設	—	63.2%

研修施設は稼働率90%以上、宿泊施設は稼働率60%以上を目標とし、平成28年度は、それぞれ、91.5%、63.2%と目標を達成した。

運動施設については、中期目標期間中に稼働率50%以上を目指すこととした（平成29年度から実施）。

エ 研修・宿泊施設の管理について民間委託

施設の維持管理・運營業務については、複数年（3年）契約の3年目。

平成29年度からの同業務の実施に当たり、「公共サービス改革基本方針」（平成27年7月閣議決定）に基づいた民間競争入札を実施。

【年度計画】

2. 人事に関する計画

- ・センターの研修事業の高度化及び業務運営の継続性に留意しつつ、人件費の抑制に努める。
- ・手当を含む役職員給与については、平成25年閣議決定を踏まえるとともに、国家公務員の給与水準も十分考慮し、その検証結果や取組状況を公表する。
- ・教員研修等の企画・立案、実施、評価等のより一層の充実を図るため、所内及び所外の研修会への参加機会を拡充する。
- ・職員の計画的な採用及び育成、教育委員会等との人事交流、適正な人事配置を行う。

【人事に関する取組】

ア 人件費削減の状況

人件費については、平成17年度人件費（決算額）を基準に平成23年度まで計画的に削減を進め、平成24年度以降も削減に努めるとともに、役職員の報酬・給与等と職員給与については、その実績値等をホームページにおいて情報公開している。

なお、平成28年度は、同年度実施の国家公務員給与改定（本給、地域手当等引上げ）に準拠し、役職員給与の改正を実施したが、前年度とほぼ同額である。

（予算・決算額の単位：千円）

区分	平成17年度	—	平成27年度	平成28年度
(対前年度削減率) 予 算 額	(—) 423,608	—	(△4.7875%) 373,688	(0%) 373,688
決 算 額	416,199	—	339,914	339,373
人 件 費 増 減 率		—	△18.3%	△18.5%

（注1）人件費の範囲は、国家公務員でいう基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費は含まない。

（注2）人件費増減率は、平成17年度決算額と比較した場合の当該年度の増減率。

イ 職員の給与水準

給与水準（ラスパイレス指数）

区 分	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度
対国家公務員（行政職（一）） 年齢勘案	101.8%	101.8%
対国家公務員（行政職（一）） 年齢・地域・学歴勘案	97.7%	99.4%

センター職員の給与は、「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠しており、国家公務員と同様の給与体系としている。

なお、地域・学歴差を是正した給与水準の比較指標では、国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正である。

ウ 職員研修の実施

以下に示す研修等を実施し、職員の研修業務実施に関する企画・立案能力等の専門性を高め、意識向上を図った。

引き続き、研修の受講機会の拡充を図り、職員の資質能力の向上を図ることとしている。

（ア）研修担当職員の研修業務に関する専門性を高める研修

今後の教育課題に即して実効性のある研修の企画・運営を行うため、教育学会や民間機関等が主催するセミナーや研修会等に研修担当職員を参加させ専門性の向上を図った。

- ・「全国道徳特別活動研究会」
- ・「主催者教育セミナー」、「ファシリテーション基礎講座」 等

（イ）一般職員の資質向上のための研修

他機関や民間企業が主催する、事務の改善と能力の向上を目的とした研修への受講機会の拡充を図った。また、放送大学を活用した自己啓発研修、総務省や文部科学省主催の各種研修・セミナー等、全 26 研修（講座）に延べ 49 人が参加した。

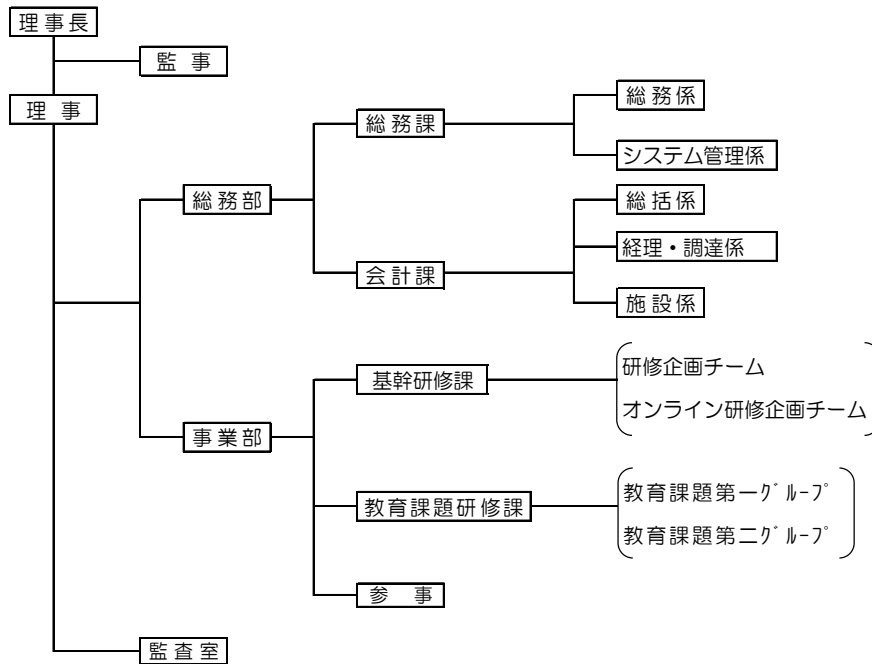
また、平成 25 年 12 月 24 日閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、平成 26 年度から、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館及びセンターの 4 法人が共同で職員研修を実施しており、平成 28 年度は以下の研修を実施した。

- ・平成 28 年 4 月 新人研修
- ・平成 28 年 11 月 独立行政法人制度（法律、評価、会計等）研修
- ・平成 29 年 2 月 4 法人女性活躍・男女共同参画推進研修

さらに、センターが実施する「教職員中央研修」を他法人の職員が聴講できる機会を提供したところ、3 名が参加した。（国立特別支援教育総合研究所 1 名、国立青少年教育振興機構 2 名）

エ 職員の配置状況と人事交流の状況

○平成28年度組織図



○常勤職員数

平成28年度末状況は以下のとおりである。

(現員)

区 分	平成27年度末	平成28年度末
総務部	15	16
総務部長	1	1
総務課	5[2]	5[2]
会計課	9	10
事業推進指導室 (平成24年6月末廃止)	—	—
事業部	24	24
事業部長	1	1
研修企画課 ※H26年4月基幹研修課に統合	—	—
基幹研修課 ※H26年4月課名変更	15	13
教育課題研修課	7	7
参事 (参事付職員等含む) ※H27年3月新設	1[1]	3
合 計	39	40

※ [] 書きは併任。

研修事業の高度化及び業務運営の充実強化を図り、平成28年度に新たに2人の職員を採用した。また、平成28年度における人事交流等機関は以下のとおりであり、人数は27人に及んでいる。

文部科学省（6人）、栃木県教育委員会（1人）、茨城県教育委員会（3人）、千葉県教育委員会（2人）、宮城県教育委員会（1人）、鹿児島県教育委員会（1人）、京都府教育委員会（1人）、筑波大学（6人）、高エネルギー加速器研究機構（1人）、その他国立大学法人等（5人）

【年度計画】

3. 内部統制の充実・強化

センターの業務の有効性及び効率性、事業活動における法令等の遵守、資産の保全及び財務報告等の信頼性を確保するため、内部統制システムを整備し、次の取組等により充実・強化を図る。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかどうかのモニタリング・検証を行う。

- ・センターにおける業務及び会計の適正を期するため、内部監査を実施する。
- ・外部有識者を含めた自己点検・評価委員会において、センターの業務運営について、自己点検・評価を実施し、業務運営の改善を促進する。
- ・各業務の運営上のリスクに対し、リスク分類表を適宜見直し、その低減を図るよう対処するとともに、状況に即応した見直しを図る。
- ・倫理及びコンプライアンスに関する研修等を実施し、役職員等の意識・モラルの向上を図る。

ア 内部統制の充実・強化に関する取組

センターに課せられたミッションを遂行するため、役職員間の情報共有の推進、職員に対する指示の徹底を図ることにより、各職員が目的意識を持って業務を遂行できるよう配慮した。

その際、小規模法人であることの特性を生かし、理事長が直接職員に対して意図を伝える機会を設けるとともに日常的なモニタリング等を行っている。

具体的には、理事長から直接全役職員に対し、平成29年4月からの機構化について、その必要性、法人の機能強化の具体的な内容やミッション、移行に向けた業務計画や今後の運営方針等について講話・訓示し、目的の明確化及び職員の意識の啓発を図った（平成28年9月、平成29年1月）。

また、迅速な意思決定、効率的な組織運営を図るため、毎週開催する定例会（役員及び部課長が出席）において、総務部及び事業部からそれぞれの課題について報告し、協議することにより、法人全体の課題としてとらえ、適切な方針決定がなされるようにしている。

なお、本部と東京事務所をテレビ会議システムによって繋ぐことにより、法人全体がリアルタイムで情報共有できるよう環境を整えている。

上記のとおり、センターではこれまでも内部統制の充実・強化に努めているところであるが、平成28年度は更なる充実・強化を図るため、次の取組を実施した。

- ・引き続き、監査室において内部監査（業務監査、内部監査）を実施した。
- ・健やかで生産性の高い職場環境を保持し、職員一人一人が自らの健康について自己管理ができるよう、セルフケアに関する基礎知識やストレスセルフチェックリストを毎週配布し、意識の向上を図った。
- ・ハラスメントに関する基礎知識やハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応できるよう、全役職員を対象としたハラスメント研修を実施した（平成29年1月）。
- ・センター職員の倫理観の向上を図るため、全役職員を対象としたセクシャル・ハラスメント研修及び倫理研修を実施した（平成28年12月）。

イ 監査の実施

センターにおける業務及び会計の適正を期するため、以下の監査を実施した。

(ア) 監事監査

監事監査については、以下の項目について平成28年度監査計画の重点項目に盛り込み、会計監査及び業務監査を実施した。

(会計監査)

- ・ 決算の状況
- ・ 予算の執行及び資金運用の状況
- ・ 収入、支出の状況
- ・ 不動産の管理状況（保有財産の確認・見直しを含む）
- ・ 物品の管理状況
- ・ 役務の状況
- ・ 随意契約の適正化及び入札・契約の状況
- ・ 旅費の支出状況
- ・ 給与水準及び人件費の支出状況

(業務監査)

- ・ 中期計画、年度計画の実施状況
- ・ 内部統制の状況
- ・ 諸規程の制定状況
- ・ 各研修事業等の実施状況
- ・ 組織運営状況
- ・ 人事管理状況
- ・ 情報開示の状況
- ・ 保有個人情報の管理状況

監査にあたっては、理事長のマネジメント（リーダーシップを発揮できる環境整備、法人のミッションの役職員への周知徹底等）に留意し、年度当初の計画に基づき、月次会計監査及び業務監査を行っており、業務監査では、各課の業務の実施状況や施設・資産の管理状況について監査を行った。なお、月次会計監査では、100万円以上の契約について事務処理プロセスや契約の種類及び予定価格と落札金額などについても確認し監査にあたった。

(イ) 監査法人による外部監査

センターは、独立行政法人通則法第39条に規定する会計監査人の監査を受けなければならない法人には指定されていないが、独立行政法人会計基準等に準拠した財務諸表等を適正に記載するため、従前より同法律に準じて監査法人と監査契約を締結している。監査にあたっては、契約事務の業務フローや契約決議書類の把握・確認から財務諸表等の作成に至る決算処理まで外部監査を実施した。

(ウ) 職員による内部監査

平成27年4月に監査室を設置し、内部監査体制の整備・充実を図っている。

監査室では、平成28年度内部監査計画に基づき、センターの業務運営及び会計処理について、

適法性、妥当性の観点から内部監査（業務監査及び会計監査）を実施した。

会計監査においては、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館及びセンターの4法人で進めている間接業務等の共同実施の一環として、国立女性教育会館の職員（2名）を監査員として受入れて、実施した。

【年度計画】

4. 業務の電子化の推進及び情報セキュリティの確保

- ・政府の方針等も踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じる。
- ・情報セキュリティに関する研修等を実施し、役職員等の情報セキュリティに関する意識啓発を図る。
- ・会計及び研修に関する新たな情報システムについて、安全で適切な運用を行う。
- ・対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

【業務の電子化の推進及び情報セキュリティの確保】

ア 情報システム・情報セキュリティに関する体制整備

平成23年7月に、総務部総務課にセンターの情報システム・情報セキュリティを担当するシステム管理係を設置し、管理・運営の向上を図っているが、政府においてもサイバー攻撃事案の増加等による情報セキュリティの確保が緊急性の高い課題とされていることを受け、情報セキュリティに関する高い専門性を持った人材を確保する等、情報セキュリティ・個人情報の管理に関する体制強化を検討した。この検討結果を踏まえ、高度情報セキュリティ担当職員を採用し（平成29年度）、システムの管理体制の強化やリスク評価、さらに情報セキュリティポリシーの改訂等、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策を実施することとしている。

イ 職員に対する研修の実施

サイバー攻撃等が特に増加する時期を踏まえ、情報セキュリティに関する注意喚起を行うとともに、全役職員を対象とした標的型メール訓練を年に2回実施し（平成28年10月、29年3月）、その結果を全役職員に周知することで、改めて各職員の意識の向上を図った。また、最新の動向等を把握するため、システム管理係の職員を、専門的な情報セキュリティ研修に参加させた。

ウ 外部からのネットワーク接続に関する情報セキュリティの強化

外勤が多い職員等の業務の生産性及び効率性を高めるとともに、情報セキュリティの強化を図るため、外部からセンターのサーバーにアクセスし、メールの確認や共有フォルダの利用が可能となるセキュリティの高いシステム導入を決定、平成29年5月から本格稼動することとなった。